

第四十八回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和四十年二月二日(火曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

一月十日
委員牛田寛君は逝去された。

一月二十九日

柴田 栄君

補欠選任

西田 信一君

一月三十日

柴田 栄君

補欠選任

重宗 雄三君

二月一日

柴田 栄君

補欠選任

重宗 雄三君

柴田 栄君

補欠選任

重宗 雄三君

柴田 栄君

補欠選任

重宗 雄三君

委員長の異動
一月二十九日村松久義君委員長辞任につき、その補欠として西田信一君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西田 信一君

日高 広為君

成瀬 幡治君

中尾 辰義君

天田 勝正君

委員

青木 一男君

大竹平八郎君

栗原 祐幸君

佐野 廣君

津島 壽一君

西川基五郎君

政府委員

大蔵政務次官

食糧庁長官

常任委員会専門員

大蔵大臣官房財務調査官

吉國 二郎君

坂入長太郎君

野々山一三君

野澤 勝君

鈴木 市蔵君

鍋島 直紹君

齋藤 誠君

村松 久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

説明員

大蔵大臣官房財務調査官

吉國 二郎君

坂入長太郎君

野々山一三君

野澤 勝君

鈴木 市蔵君

鍋島 直紹君

齋藤 誠君

村松 久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

久義君

本日の會議に付した案件
○昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(西田信一君) たいだいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十九日、柴田栄君が辞任され、その補欠として、私、西田信一が選任されました。

○委員長(西田信一君) この際、一言ごあいさつ申し上げます。(拍手)

私、このたびはからずも当委員会の委員長に選任せられました。まことに微力でございますが、委員各位の御協力をちょうだいいたしまして、その任に当たりたいと存ずる次第でございます。よろしくお引き回し賜りますようお願い申し上げます。簡便でございますが、ごあいさついたします。(拍手)

○村松久義君 慣例によりまして、解任のごあいさつを申し上げます。

あらためてごあいさつということになりますと、多少の感懐はないわけではございませんが、幸いに当委員会が練達たんのうの新委員長を迎えましたので、私といたしましては老兵ただ消ゆるのみの心境でございます。今後の委員会のためには力を尽くしたいと考えておりますので、委員長はやめましても、委員としての皆さんのお付き合ひもひとつお願いを申し上げます。簡便ながらごあいさついたします。(拍手)

○委員長(西田信一君) それでは、去る一月二十六日本院先議として提出され、同日付託せられた昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、去る一月三十日、本院先議として提出され、同日付託せられた會計法の一部を改正する法律案、及び昨年十二月二十三日、予備審査のため付託せられた製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三法案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。鍋島政務次官。

○政府委員(鍋島直紹君) たいだいま議題となりました昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案外二法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず最初に、昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十九年度の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が、同年産の米穀を政府に対し事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合には、同年分の所得税について売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラム(一石)当たり千七百円ないし千円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

次に、會計法の一部を改正する法律案について、申し上げます。

従来、国の債権者に対する支払いは、支出官が日本銀行を支払い人とする小切手を振り出し、これを債権者に交付することにより行なわれるのがたてまえになっておりますが、特例として、會計法上隔地者と呼ばれる者、すなわち、支出官の取り引き先である日本銀行の所在地外にいる債権者に対して支払いは、日本銀行に限り、支出官は、支払のため必要な資金を日本銀行に交付し、日本銀行をして支払いを行なわせることができることとなっております。

この場合の日本銀行の支払い方法といたしましては、銀行または郵便局の窓口を支払い場所とするもの並びに債権者の請求によりその居所あてに送金するもの及び銀行振り込み、つまり債権者の指定する銀行の預貯金口座に支払い金を振り込むもの等がございます。

今回の改正は、たいだいま申し述べました銀行振り込みによる支払い方法を、支出官の取引先である日本銀行の所在地にいる債権者に対する支払いにつぎまして取り入れることとしたしまして、国から支払いを受ける債権者の利便及び国の支出事務の合理化をはかることとしたそうとするものであります。

最後に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近におけるフィリターつき紙巻きたばこの需要の増大に対処し、現在試験販売中の三銘柄を継続して販売するために、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表にこれらの銘柄を追加する等の必要がございます。

これが、この法律案の提案の理由であります。次に、その概要を申し上げます。まず、日本市

売公社におきましては、最近におけるフィルムターつき紙巻きたばこに対する需要の増大にかんがみ、また、銘柄の多様化に対する要望にもこたへるため、昭和三十九年七月一日から従来のホープの型式をロング・サイズに変更した十本当たり小売り定価四十円の上級フィルムターつき紙巻きたばこホープを、同年九月一日から十本当たり小売り定価五十円の上級フィルムターつき紙巻きたばこ「とうきょう64」を、同年九月二十日から十本当たり小売り定価三十円の中級フィルムターつき紙巻きたばこ「ひびき」を、それぞれ試製して販売中で

ありますが、これらは、いずれも売れ行きが良好と見込まれますので、今後継続して販売するた
め、これらを価格表に追加しようとするものであ
ります。

次に、近年、消費者の嗜好の変化に伴い、中級の葉巻きたばこアストリア及び中級のパイプたばこ日光に対する需要が著しく減少しましたので、日本専売公社におきましては、両銘柄の販売を中止しております。また、下級の刻みたばこ富貴煙は、刻みくずを選別して加工したものであります。が、近年、その需要が減退するとともに、刻みたばこの製造数量の減少に伴い、その製造を継続することが困難となりましたので、昭和四十年一月以降販売を中止することとしております。そこで、この機会にアストリア、日光及び富貴煙を価格表から削除することとしたしております。

なお、レギュラー・サイズのホープにつきましては、フィルターつき紙巻きたばこの需給の現状にかんがみ、今後とも当分の間ロング・サイズのホープと並行して販売することができるよう、この法律案の附則において措置することとしたしております。

以上が、昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案外二法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○委員長(西田信一君) 引き続き、昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案の補足説明を聴取いたします。吉國服務調査官。

○説明員(吉國二郎君) ただいま提案理由で御説

明申し上げましたように、昭和三十九年産米穀につきましての所得税の臨時特例に關する法律案は、事前売り渡し申し込み制度の円滑な促進をはかるために、例年のように、事前売り渡し申し込みに基づきまして、昭和四十年三月一日までに売り渡されました米穀につきまして、その一定金額を総収入金額から除外をいたしまして非課税とする趣旨の法案でございます。

この法案につきまして、昨年の臨時特例との相違点を御説明申し上げておきたいと思ひます。

まず第一に、昭和三十八年産の米穀につきまし

ての申し込み加算金は、百五十キログラム当たり五十円ということになっておりました。今回はこの申し込み加算金制度が廃止されましたので、その関係で時期別格差相当分の予約減税額を除外いたしました。いわゆる基本的予約減税額は、昨年が百五十キログラム当たり千百五十円でございましたが、本年は五十円を差し引きまして千百円とすることにいたしております。

第二点でございますが、第二点は各時期別の期限内でございますが、第一期は昭和三十九年九月三十日まで、第二期は昭和三十九年十月一日から同月十日まで、第三期は十月十一日から同月二十日
まで、第四期が三十九年十月二十一日から昭和四十年三月一日となっております。これは去年とは

ほ原則は同様でございます。ただ、第三期の周期が、昨年は十月の二十一日となっておりますが、これは二十日が日曜日でございました関係で一日ずれたわけでございます。ですから、ことしの二十日と同様でございます。逆に、第四期の周期は

ことしは三月一日となっておりますが、昨年は二月二十九日でございます。これは、ことしは二月二十八日が日曜日でございますので、一日ずれたわけでございます。

なお、低温その他気候の悪かった関係で生育のおくれました敦府県につきましては、昨年も含時期の期日をずらしておりますが、本年も同様に、ややこの府県の数がふえておりますが、時期別の例外をつくっております。

第三点は、昭和三十九年産の米穀につきましては、御案内のように、全国的に成長時の天候が悪かったために、規格外米とか等外米が多く出ておりまして、今回はその買い上げの際に、これらを数量も、また品種も、ふやしまして買い上げることにいたしております。これらはいずれも時期別格差を付さないこととして買い上げられますので、今回も同様で、これらの米穀がそれぞれ

て、今回も同様だ。これらに等外米及び規格外米につきまして時期別格差を除外した千百円で予約減税をいたすことにいたしております。

なお、ことしふやしました等外米及び規格外米

は三種類ございまして、水分過多丙規格外玄米これは北海道と福島県だけでございます。それから、稲発芽粒混入甲規格外玄米、それから青未熟粒混入甲規格外玄米、北海道だけでございます。以上が新しく加えました規格玄米の予約減税の範囲でございます。

なお、この予約減税の制度を、この法案により

ましてその減税の対象となります農家は、納税人員は三十万二千程度と見込まれます。このうち五万九千人程度が失格いたしましたして、減収額は三十九年度実績見込みが約八億円ということになっております。

以上簡単でございますが、御説明を終わることにいたします。

なお、御承知のように、この法案は三十九年度の所得に関するものでございますので、二月十六日から申告が始まります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

午前十時五十七分散会

十二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律
の一部を改正する法律案
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律
の一部を改正する法律
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律

（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

同	ファイ ル付 き紙 巻	たき き紙 巻
ハイ トラ	ホー プ	
内周 長さ メー 二ミ トル リル	内周 長さ メー 二ミ トル リル	七〇 ミリ メー 二ミ トル リル
上級 品	黄色 種葉 たば こ五 %以 上を 用いた	黄色 種葉 たば こ五 %以 上を 用いた

十〇本	一〇本
三五円	四十円

を

同	同	同	ファイル タイル き紙付 なばこ 巻
ひびき	ハイラ イト	ホープ	ようき 64
同	同	同	長さ 内周 八〇ミ メー 二ミ トル トル

[illegible]

黄色種葉たばこ	一〇本	三五円
黄色種葉たばこ	一〇本	三〇円

四 算正味六十キログラムにつき、五百二十円
昭和三十九年十月二十一日から昭和四十年

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(第三二〇号)

一、入場税撤廃に関する請願(第三三三二号)(第三三三三号)

一、輸入生鮮青果物及び輸入食料品の簡易通関制度に関する請願(第三六三三号)

第二八号 昭和三十九年十二月二十一日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 三重県津市広明町三三四三重県中
小企団体中央会内 清水吉良

二、企業組合の従事分量配当は、本来期中において組合員の所得とすべきものを経理等の都合により組合に留保し、これを組合員に還元する措置であつて、まさに協同組合独自の配分方法である。会社がその利益金を株主に配当するのとは本質的に異なる。

三、三十九年度の税制改正において、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合等が一定の基準により留保した所得の二分の一について法人税を課さない特別措置が行なわれること

ず、この措置が除外されていることは公平を失うので、同一の可扱いをするよう改める必要がある。

四、一般給与所得者は、給与以外の所得が五万円以下である場合は、確定申告を必要としないうが、企業組合の組合員は、組合から受ける給与以外の所得が一銭でもあるときは、確定申告が必要で、不当な差別扱いとなつていて、これを改める必要がある。

五、組合の職員及び使用人の職務をかねている平理事に対する賞与は損金として課税されないが、組合の専務、常務等は使用人の職務をかねている例が多いにもかかわらず、その分に対する賞与は損金と認められず、課税されているので、これを改める必要がある。

第二九号 昭和三十九年十二月二十一日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 名古屋市中村区堀内町四ノ三二愛知県中小企業団体中央会内 宮木 席一郎

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第九〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 岡山県津山市山下六企業組合警和 薬器理事長 阿部勝之

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一一三三号 昭和三十九年十二月二十二日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通五ノ四〇兵庫県中小企業団体中央会内 嘉納 正治

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一七五号 昭和三十九年十二月二十三日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 鳥取県米子市昭和町五二ノ一企業組合菊水刃物工場理事長 森脇要

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一八七号 昭和三十九年十二月二十四日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 静岡県浜松市海老塚町二八三浜松豆腐企業組合理事長 竹平忠

紹介議員 基 政七君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇一号 昭和三十九年十二月二十四日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願（二通）

請願者 高知市機橋通二ノ九一高知県小企業センター内 服部久吉外一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六六号 昭和四十年一月七日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 福井県敦賀市津内町二ノ七敦賀米穀共販企業組合理事長 畑野音吉

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九三三号 昭和四十年一月十二日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 福島市大町四ノ一五福島県中小企業団体中央会会長 小針幸太郎

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三一一号 昭和四十年一月十三日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願（三

十通）

請願者 滋賀県八日市市浜野町三ノ二七八日市総合企業組合理事長 森井澁外二十九名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三二九号 昭和四十年一月十八日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 長崎市新大工町二七長崎県中小企業指導センター二階長崎県中小企業団体中央会内 肥塚喜久雄

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四八号 昭和四十年一月十九日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸ノ内一ノ九〇一山梨県中小企業団体中央会内 天野久

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第九一〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 福岡県粕屋郡新宮町大字上府字浜井上道利

紹介議員 野々山一三君

バナナの暫定関税率七十パーセントは他に類をみない高率であるから、左記各項について十分なるご検討をいただきバナナの輸入関税率を二十パーセント以下に引き下げられたいとの請願。

理由

一、バナナの関税率七十パーセントの一箇年延長により生ずるバナナ業界の損害は五十一億円にも上る。

二、バナナの暫定関税率七十パーセントの一箇年延長は政府のいう中小企業育成と物価の安定に逆行するものである。

三、バナナの暫定関税率七十パーセントの一箇年延長は国内果樹農業の保護にはならない。

四、関税の不当引上げはわが国の輸出振興の障害となる。

第九二二号 昭和三十九年十二月二十一日受理

外国為替銀行保証手形によるバナナ関税納入に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉二ノ四有限会社大勇貿易内 呉重光

紹介議員 近藤 信一君

バナナの関税については、外国為替銀行の三箇月保証手形でもって支払いうるようになされたいとの請願。

理由

現在バナナの関税については、史上最高の七十パーセントという高率を課せられているが、大部分が弱小資本家であるバナナ業者は現今の金融引締めと相まって非常に苦しい経営状態に追い込まれている。三箇月というのは、青バナナを輸入し、加工し、販売してからその代金を回収する間の最低必要期限である。この策を政府が講ぜられたならば、バナナ業者の資金ぐりも円滑に行なわれ、中小企業育成政策の一環となり、業者の救済策となることは必至である。

第九七号 昭和三十九年十二月二十一日受理

千葉県一宮町海岸のシーサイドセンターの告発取引に関する請願

請願者 千葉県長生郡長生村七井土一、八三四 矢沢小一郎外一名

紹介議員 千葉千代世君

矢沢小一郎、横堀喜六両名は、シーサイドセンターを、千葉県長生郡一宮町九十九里海岸（一宮海水浴場）の国有地に許可なく建てたという理由で、関東財務部から告発されているが、本件について調査の上、左記事項の実現を要望するとの請願。

一、告発を取り下げること。

二、事件を行政的に処理すること。

理由

一、本件と同一的な事件が県内には沢山あるのに、本件だけを告発した。
二、建設されるまでの経過において、関財から告発される理由がない。(別紙嘆願書、報告書等添付)

第一四九号 昭和三十九年十二月二十三日受理
バナナ輸入関税すえ置に関する請願

請願者 東京都千代田区外神田四ノ一四ノ一 全販連東京青果事務所内社団法人全国りんご協議会会長 石岡国雄

紹介議員 村山 道雄君

果実生産農家の経営が、自力と政府の庇護により安定するまでの間、バナナの関税を七パーセントにすえ置かれないとの請願。

理由

昭和三十八年四月から、バナナの輸入が自由化され、同年十二月までに前年同期に比較して三・一倍のバナナが輸入された結果、りんごの最盛期にあたる十月以降、りんご価格は、紅玉品種を例にとると十月八十二パーセント、十一月八十四パーセント、十二月八十一パーセントに下落し、りんご等生産農家に深刻な影響を与えた。またバナナ輸入業者は過当競争によってその経営を不健全なものとし、外貨の浪費をまねくおそれを生じている。国産の果実は多種多量であり、国民の食生活は多量のバナナを輸入しなくても向上できる。

第二七四号 昭和四十年一月十一日受理
バナナ輸入関税すえ置に関する請願

請願者 長野県議会議長 風間和夫
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第二八五号 昭和四十年一月十二日受理
バナナ輸入関税すえ置に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議院内 市村郁

夫

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第三五八号 昭和四十年一月二十日受理
バナナ輸入関税すえ置に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議院内 中村治郎
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一七〇 昭和三十九年十二月二十三日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区花園町三九フジビル内全国宅地建物取引員会連合会内 川野栄三

紹介議員 田中 一君

全国宅地建物取引員会連合会の決議に基づき、不動産あっせんに係る調査提出義務の制度に断固反対し、所得税法第六十一条第三項の廃止を強く要望するとの請願。

理由

昭和三十九年四月一日をもって施行された所得税法の一部を改正する法律第六十一条第三項の規定に基づき、宅地建物取引業登録業者はその不動産売買取引のあっせんに係る調査の提出義務を課せられることになったが、これは不動産取引の実態を全く無視したものであり、政府が単なる徴税事務の便宜のため一方的に正規業者のみに義務付けさせたことは明らかに憲法に規定する平等の基本原則に反するものである。本法適用の結果、納税当事者が不動産取引につき正規登録業者扱いのものを申告されるのを懸念してヤミ業者に依存し、ヤミ業者の営業を助長せるといふ重大な弊害をもたらした。住宅行政指導の健全なる進展を阻害する結果をきたすことになるばかりでなく、これによって正規業者は不動産取引の激減を招来し、生活が脅かされ営業を継続することが困難となり、ひいては破産倒産が続出し正規業者の大多数が失業者となることは火を見るより明らかである。

となることは火を見るより明らかである。

第三二三号 昭和四十年一月十八日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 山形市錦町一三ノ一三山形県不動産協会内 山田孝澄外一名
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三四四号 昭和四十年一月十九日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 大阪府東住吉区駒川町五ノ一〇大阪府不動産組合連合会内 中山末勝
紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第三六八号 昭和四十年一月二十日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願 (二通)

請願者 東京都世田谷区玉川町一、四〇〇有山光雄外百五十二名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第二二二号 昭和三十九年十二月二十五日受理
在外私有財産処理促進に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 岸本久一郎
紹介議員 西川甚五郎君

引揚者私有財産が事実上戦争賠償金に強制的に引きあてられていることは、きわめて不合理であるから、在外財産問題審議会が設置されたこの際、すみやかに在外私有財産補償処理を図られるよう強く要望するとの請願。

理由

私有財産不可侵の原則は、憲法の明示するところであり、さらに陸戦の法規慣例に関する条約付属書にも、私有財産はこれを没収することを得ずと規定されている。

規定されている。

第二四二号 昭和三十九年十二月二十六日受理
バナナの輸入関税引下げに関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二九株式会社 社砂田産業取締役社長 砂田勝次郎
紹介議員 太田正孝君 迫水久常君 岡崎真一君 岸田幸雄君 植竹春彦君

一般消費者に良質安価なバナナを供給するため、関税を基本税率の三十パーセントに引き下げられたいとの請願。

理由

バナナは、戦前においては数量、価格ともりんごと見合っていたが、戦後数年間までは外貨割当物資として規制を受けていた。その後りんごの増産著しきものがあつたために、数量はりんごの十五分の一となり価格は約三倍にはねあがっている。これを自由化前と自由化後に分けて比較すると、輸入差益金を含む関税の高率な年ほど価格が高騰していることは自明の理である。しかし、輸入業者の原価表と自由化後の年平均価格を比較すればわかるとおり極端に手数料を切りつめて現在の消費者価格が生じている。(添付書類あり)

第二六〇号 昭和四十年一月六日受理
熊本県下に葉たばこ再乾燥工場新設に関する請願

請願者 熊本県議会議長 園田清光
紹介議員 林田正治君

理由

葉たばこの生産を拡大し耕作農家の経済の安定と向上を期するため、熊本県下に葉たばこ再乾燥工場の新設を強く要望するとの請願。
熊本県の葉たばこ耕作面積は、漸次増加の一途をたどり、昭和四十年内示面積においては五千八百六十七ヘクタールに達するに至った。しかるに先年来、再乾燥設備の不足により生産された葉たばこは越年収納を余儀なくされ、品質の低下をはじめ、火災その他の災害防止等、経済的にも生産

の面においても極めて大きなあい路となっている。しかも収納完了が翌年二月に至っている現状においては、新年度の苗床整備、播種育苗の上にも重大な影響があるので、これらの障害をすみやかに除去する必要がある。

第二七五号 昭和四十年一月十一日受理

酒税法改正に関する請願

請願者 長野県議会議長 風間和夫

紹介議員 材 虎雄君

甘味どう酒の品質を向上し、醸造の原料どうの消費拡大を図るため、酒税法を改正して甘味どう酒に対する生どう酒の混合率を現行の十パーセントから三十パーセント以上に引き上げるよう強く要請するとの請願。

理由

昭和三十七年四月酒税法の改正により果実酒類の原料として乾どうの使用が認められたため、外国産乾どうの輸入が増加し、このため、長野県内加工どう栽培農家は消費の停滞と価格の暴落によってその経済に重大な影響を受けている。

第二八六号 昭和四十年一月十二日受理

酒税法改正に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議院内 市村郁夫

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第三五九号 昭和四十年一月二十受理

酒税法改正に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議院内 中村治郎

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第三二〇号 昭和四十年一月十八日受理

バナナの輸入関税引下げ等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向町字小橋五六二

紹介議員 ノー 徳永佳郎 河野謙三君

バナナに対する関税暫定措置法の適用期限は、昭和四十年三月三十一日となっているが、この期限を延長しないで、定率法に示されているとおり税率を三十パーセントに引き下げられたいとの請願。

理由

バナナの関税については、昭和三十七年第四十回国会において基本関税率二十パーセントを三十パーセントに引き上げられ、暫定措置として三十七年六月四日までは二十パーセント、それ以後三十八年九月三十日まで五十パーセントと定めてこれを公表しておきながら、昭和三十八年三月いまだ期限が来ていないにもかかわらず突然バナナの関税率を暫定関税七十パーセントに引き上げの適用期限を昭和三十九年三月三十一日までと決定した。

三十八年度においてはバナナ業者は関税率を最高五十パーセントとして採算を考慮輸入契約を結んだ後にこの改定変更があったのであるから、突然の関税引上げによって企業経営に破たんをきたし、じんだ損害を被った。

業者は前記のとおり本年三月三十一日で暫定関税率期限が切れ、当然本来の五十パーセント関税が適用されるものと了解していたところ、政府は再び暫定関税率七十パーセントの適用を一箇年延長した。つまり政府はバナナ業者を二度欺いたことになる。これがため零細なバナナ業者中には倒産寸前の状態に追い追まれたものが多数ある実情である。

第三三二号 昭和四十年一月十八日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 群馬県渋川市寄居町新屋座内 梅沢新造

紹介議員 木暮武太夫君

全国の映画館の経営難救済のため、入場税を即時完全廃止を決定せられよう、切に懇願するとの請願。

理由

現下の映画興行の経営は戦後最大の危機にあり、特に、地方小都市及び郡部町村に存在する映画館はほとんど廃館の一手手前にある。その最も大きな原因は「テレビ」の普及であり、更にテレビ映画には入場税が課せられていないことである。映画館の経営は入場者の激減に反比例して人件費、経営費などの支出高騰が追い付き、これがため経営困難におちいり、閉館する映画館が全国各地に続出している実情である。

第三三三号 昭和四十年一月十八日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 大分市府内町三ノ三ノ一 大分興行環境衛生同業組合理事長 渡辺憲一

紹介議員 後藤義隆君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第三六三号 昭和四十年一月二十日受理

輸人生鮮青果物及び輸入食料品の簡易通関制度に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向町字小橋五六二

紹介議員 ノー 徳永佳郎 河野謙三君

現行の三百万ドル未満の貨物に対する簡易通関制度の金額を拡大し諸検査方法にも再検討を加えて、通関業務を迅速化されたい。特に、輸人生鮮果物全般に対して簡易通関制度を適用して即日通関ができるよう、格別の処置を行なわれたいとの請願。

理由

一、現在、輸人生鮮青果物を輸入する場合、食品衛生法による検査と植物防疫法による植物検査を受けなければ、税関への輸入申告を受け付けないことになっているが、特に、植物検査はくん蒸等で時間がかかり、さらに、税関の数箇所の窓口を経て貨物検査となるまでに

は、貨物は何回も移動され、荷傷を生じ、日時を要するため、品質はひどく低下し、また腐敗を生じるので、ばく大な損失をこうむっている。

二、昭和十三年から昭和二十年頃までは、簡易通関制度により書類審査だけで許可されていたように記憶している。最近では自由化の進歩につれて、輸入地域、品目、数量ともに増大しているにもかかわらず、通関業務はますます複雑となり、加えて港務施設の極度の不足によって年とともに通関に費す時日が多くなり、輸人生鮮青果物における損失はじんと大々になっている。

一月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、会計法の一部を改正する法律案

会計法の一部を改正する法律案
会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「隔地者に支払をしうとするときは」を「債権者に支払をする場合において、政令で定める場合に該当するときは」に改め、同条第二項中「隔地の」を「政令で定める」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○第四十七回国会大蔵委員会会議録正誤

第三号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	四二	繰入れるものと	繰り入れるものとする
二	三九	かあるいは、	か、あるいは
三	〇	交付税という	交付税の
四	三	反対	反対、
五	六	ないひと	ないと
六	七	わけです。よ	わけですよ
七	八	具体的に	具体的に

第四号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	三	人件貯	人件費
二	二	もたなして	もたらして
三	二	御趣旨	御趣旨
四	三	いうかういう	かういう
五	四	からしたがって	から、したがって
六	一	けれども	けれども、
七	二	得てい	得ている
八	三	おきまして、も	おきまして、

第五号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	三	国も	国よりも
二	四	政府委員会	政策委員会
三	五	考える	考えを
四	六	交付団体	不交付団体
五	七	まかなえるを	まかなえると

第六号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	四	異議なし	異議なし
二	五	いわるる	いわゆる
三	六	けれども	けれども
四	七	言ったら	言ったら
五	八	英国の金利	英国の金利
六	九	いって、ない	いっていない

昭和四十年二月五日印刷

昭和四十年二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局